

○ 本会発足十周年記念式典の挙

本会は昭和二十九年に発会、その後順調な発展を続けて、機関誌は三十五号を発行し、別に「大分県の歴史と文化」を毎日新聞社から出版し、なお「大分県地方史料叢書一」として「豊後国村明細帳」一・二を刊行して、いささか地方史研究の一端に貢献してきた。昨年十一月二十二日(日)来し方をふりかえり、将来の行方を見定めるために、十周年記念式を左の通り挙

総会並びに十周年記念式

日時 昭和三十九年十一月二十二日(日) 十時半から

場所 大分市荷揚町 林業会館三階ホール

式次第

一〇・三〇 シンポジウム

司会 渡辺澄夫、中野幡能、高山虔三

共通テーマ「大分の歴史と文化」

一、原始時代

二、国府時代

三、古国府・高国府・荷揚城

二・三〇 総会

会運営の必要上、規約の一部改正が提案され、満場一致で議

決された(別項および表紙参照)。

なお従来本会の会計年度と県の会計年度が喰い違っており、そのため補助金を支出している県に対して種々迷惑をかけることが多かったので、本年度を本年三月末日で打ち切り、県の会計年度と一致させることにした。そのため機関誌の発行が、原稿の集まり具合や印刷所の事情等で間に合いかねる事態となったので、やむを得ない移行措置として、機関誌の発行を三十七号までで打ち切り、別に「史料双書」一冊を発行してこれを補うこととした。

一三・三〇 記念式

開会の辞

挨拶

表彰状・感謝状並びに記念品贈呈

表彰状並びに記念品 立川輝信委員長

感謝状並びに記念品 高井三恵印刷社長殿

祝辞 北村清士委員

祝電披露

謝辞

立川輝信殿 高井久雄殿

閉会

一四・〇〇 祝賀会食

○ 規約改正

規約五 「顧問」の次に「参与」を加える。

規約六 「2 監事 二名」の次に、

「3 参事 若干名」を加える。

規約八 「常任委員若干名を選出し」以下を、「会運営に当る。参事は委員長の委嘱により、委員会の旨をうけて一般事務処理に当る。」と改める。

改正の理由

- 一、参与は関係職員二名程度を委嘱し、事業の推進と、助言・協力を求めるためである。
- 一、参事は専従的に事務処理に当り、会務の円滑な運営をはかるためである。

○参事の委嘱

規約改正により新設された参事に、新崎長功(大分市)・安部巖(別府市)の両氏を委嘱した。すでに両氏は会費徴収やその他の日常事務に、多忙の余暇をさいて奔走している。会員諸氏の御協力をお願いする。

○一日実地見学旅行

十一月三日飯田高原・九酔溪・横断道路見学のため、大分バスと交渉し、バス一台を貸し切り一日見学旅行を実施した。天候に恵まれ、紅葉の絶好期で、皆嘆声を発し、一日を有意義かつ楽しく過ごした。参加者三〇名。これから毎春秋に一度は実施したい。会員の参加(会員外も歓迎する)を希望する。なお、これについて、見学地やコース日時等について希望あらば、前もって会まで御連絡頂きたい。この企ては非常な好評をもって迎えられ、会員外の参加者の中には、「まだか、まだか」と首を長くして待っている者もあり、その実施を督促されている実情である。

○原稿を進んで御投稿下さい。

原稿が一部の会員に片寄る傾向があり、またその投稿が停滞しがちなので、時には会員外の原稿をも登載している実状です。進んで御投稿下さい。

○会費納入のお願い。

両参事の奔走により、近時会費の納入も大分改善されて来ましたが遠隔地の会員で滞納の方は至急お願いします。尚請求書に御不審のある方は、会までお申し出下さい。

○訪書について

「豊後国村銘細帳」出版のため、県下の村々にある銘細帳を採訪中です。所在を御承知の方は、御連絡下さい。なおその他、中世古文書近世庶民史料などについて、新らしい発見があった際には、是非とも御連絡下さい。